

(別紙)

## 建設工事における入札保証に関する取扱説明書

この説明書は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定の適用を受ける建設工事(以下「WTO対象工事」という。)における入札保証の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### 1 入札保証について

発注者は、WTO対象工事の入札参加者に対して、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号以下「会計規則」という。)第135条に基づき、その見積もる入札金額(入札者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。)の100分の5以上の入札保証金の納付を求めるとする。ただし、会計規則第136条第5号、第137条第1号又は第2号の規定により、(1)に掲げる担保の提供があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとして取扱うとともに、(2)に該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。なお、会計規則第136条第1号から第3号及び第137条第3号の規定は適用しない。

- (1) 入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとなる場合
  - ア 発注者が確実と認める金融機関(以下「金融機関」という。)の入札保証
- (2) 入札保証金の納付が免除となる場合
  - ア 保険会社との入札保証保険契約の締結
  - イ 金融機関又は保証事業会社(以下「保証機関等」という。)との契約保証の予約

### 2 入札保証に係る書類の提出時における取扱いについて

入札参加者は、1により求めた入札保証金又は1の(1)若しくは1の(2)に該当する場合の書類等を入札参加資格確認通知日の翌日から入札書提出期限までの間に提出しなければならないものとし、提出しなかった場合は当該入札の条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

なお、具体的な取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 入札保証金を現金で納付する場合
  - ア 入札参加者は、その見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。
  - イ 入札参加者は、事前に「入札保証金納入通知書兼領収書発行依頼書」(別紙様式1)を発注者に提出し、入札保証金の納入通知書兼領収書(会計規則様式第7号。以下同じ。)の発行を受け、入札保証金を愛媛県の指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に納付すること。
  - ウ 納付後は、当該金融機関の収納印のある領収済通知書の写し及び必要事項を記載した「入札保証に係る提出書」(別紙様式2)並びに「入札保証金納付書」(別紙様式3)を発注者に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。)すること。
  - エ 入札保証金を現金で持参により納付したい場合は事前に発注者に連絡すること。
- (2) 金融機関の保証による場合
  - ア 入札参加者は、その見積もる入札金額の100分の5以上の保証金額である保証書及び「入札保証に係る提出書」(別紙様式2)を発注者に持参又は郵送すること。
  - イ 保証書の内容には、次の事項を含むものとする。こと。
    - a 名あて人が発注者であること。
    - b 保証人が金融機関であり、押印(印刷済のものを含む。)があること。
    - c 保証委託者が入札参加者であること。
    - d 保証金額が記載されていること。
    - e 保証に係る工事の工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
    - f 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する旨の記載があること。
    - g 保証の内容は、落札者が契約を結ばない場合の損害金の支払いであること。
    - h 保証期間は、書類の提出日から発注者が指定する日までを含むものであること。
    - i 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。
- (3) 入札保証保険による場合
  - ア 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険であり、入札参加者は定額てん補方式を申し込むこと。
  - イ 入札参加者は、その見積もる入札金額の100分の5以上の保険金額である入札保証保険に係る証券(以下「保険証券」という。)及び「入札保証に係る提出書」(別紙様式2)を発注者に持参又は郵送すること。
  - ウ 保険証券の内容には、次の事項を含むものとする。こと。

- a 被保険者が発注者であること。
- b 保険会社の記名押印(印刷済のものを含む。)があること。
- c 保険契約者が入札参加者であること。
- d 保険金額が記載されていること。
- e 契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- f 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。
- g 保険期間は、書類の提出日から発注者が指定する日までを含むものであること。

(4) 保証機関等の契約保証の予約による場合

ア 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。

イ 入札参加者は、契約保証の予約に係る契約希望金額がその見積もる入札金額以上又は保証金額が入札金額の 100 分の 10 以上である契約保証の予約証書(以下「証書」という。)及び「入札保証に係る提出書」(別紙様式 2)を発注者に持参又は郵送すること。

ウ 証書の内容には、次の事項を含むものとする。

- a 名あて人が発注者であること。
- b 契約保証の予約を行う者が保証機関等であり、押印(印刷済のものを含む。)があること。
- c 予約契約者が入札参加者であること。
- d 契約希望金額又は保証金額が記載されていること。
- e 契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- f 保証機関等と入札参加者である予約契約者との間で予約に係る工事について契約保証の予約を行ったことを証する旨の記載があること。
- g 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。
- h 予約契約者が予約完結権を行使するに当たって、いかなる留保も付されていないこと。

(5) 入札保証金の金額等(金融機関の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。)又は保証機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金の変更の取扱いについて

ア 既に納付又は提出した入札保証金の金額等又は保証機関等の契約保証の予約に係る契約希望若しくは保証金額の変更は認めないものとする。

イ ただし、当該入札が低入札価格調査の対象となった場合には、保証機関等の契約保証の予約に係る保証金額が入札金額の 100 分の 30 以上となるよう、増額変更を行うこととし、別途発注者が指定する日までに、保証機関等が交付する変更契約保証予約証書を提出すること。  
(契約保証予約証書において予約に係る保証金額が明記されている場合に限る。)

3 保証期間不足時の取扱い

入札の延期又は落札決定の保留等により契約を締結する見込の期日が延長された場合、金融機関等の入札保証を提出した入札参加者は、保証期間又は保険期間が終了する前までに、発注者が別途指定する日までを含む金融機関等が発行する変更証書を発注者まで提出すること。

4 入札保証金等の納付又は書類に不備等があるときの取扱い

(1) 入札保証金等の未納付等又は書類に不備があるものとして次の表に掲げる場合に該当するときは、入札に参加する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

1 未納付等であると認められる場合	他の工事の入札保証金である場合 入札保証金が特定できない場合
2 書類に不備があると認められる場合	押印されていない場合 入札保証(保険)金の記載が全くない場合 記載内容を満たしていない場合 発注者名に誤りがある場合 入札案件名に誤りがある場合 納付業者名に誤りがある場合
3 その他未納付等又は書類に不備がある場合	

(2) (1)の場合において、発注者は、速やかに入札参加者に対し、入札保証金等を 6 の(1)から(3)までに規定する手続により還付等を行うものとする。この場合において「落札決定後」とあるのは、「入札を無効とした際」と読み替える。

## 5 入札保証金等に係る開札時の取扱い

- (1) 入札参加者の入札保証金の金額等が、実際の入札金額の100分の5に満たない者又は保証機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額に満たない者若しくは保証金額が入札金額の100分の10に満たない者は、入札に参加する条件に違反したものとしてその入札を無効とする。
- (2) (1)の場合において、発注者は、速やかに入札参加者に対し、入札保証金等を6の(1)から(3)までに規定する手続により還付等を行うものとする。この場合において「落札決定後」とあるのは、「入札を無効とした際」と読み替える。

## 6 落札決定時の取扱い

発注者は、次に定めるところにより、当該入札の落札決定後、入札参加者に対し、入札保証金等を還付することとする。ただし、落札者に対しては、地方自治法（昭和22年法律第67号以下「地方自治法」という。）第96条第1項第5号の規定に基づく愛媛県議会の議決を得て、当該工事に係る本契約が成立した後に入札保証金等を還付するものとする。

### (1) 入札保証金の取扱い

入札参加者は、「入札保証金払戻請求書」（別紙様式4）を発注者に提出し、発注者は、当該書類を受領したときは、会計規則に基づき速やかに返還手続を行うものとする。

### (2) 金融機関の保証についての取扱い

入札参加者は、「金融機関の保証書に係る受領について」（別紙様式5）を発注者に提出し、発注者は、当該書類と引き換えに返還手続を行うものとする。

### (3) 入札保証保険及び保証機関等の契約保証の予約についての取扱い

落札決定後も返還しないものとする。

## 7 落札者が契約を結ばない場合の取扱い

### (1) 入札保証金についての取扱い

発注者は、落札者が契約を結ばない場合は、地方自治法第234条第4項の規定により、入札保証金を歳入に組み入れる手続を行うものとする。

### (2) 金融機関の保証についての取扱い

ア 発注者は、落札者が契約を結ばない場合は、保証契約の定めにより保証金請求書（保証契約等で請求書の様式が指定されているものにあつては当該様式、それ以外は別紙様式6）及び保証書の写しを金融機関に提出するとともに納入通知書兼領収書を送付するものとする。

イ 発注者は、前アの規定により保証金の納入があつたときは、保証書を金融機関に提出するものとする。

### (3) 入札保証保険についての取扱い

発注者は、落札者が契約を結ばない場合は、契約の定めにより保険金請求書（保険契約等で請求書の様式が指定されているものにあつては当該様式、それ以外は別紙様式6）及び入札保証保険に係る証券を保険会社に提出するとともに納入通知書兼領収書を送付するものとする。

### (4) 保証機関等の契約保証の予約についての取扱い

発注者は、落札者が契約を結ばない場合は、その者の入札金額の100分の5の額を落札者に損害賠償請求を行うものとする。

## 8 費用の負担

入札保証金等の納付及び書類の提出に係る費用は入札参加者の負担とする。

## 9 その他

この説明書に定めのない事項は、会計規則等によるものとする。

(別紙様式1)

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

(住 所)  
(商号又は名称)  
(代表者氏名)

印

入札保証金納入通知書兼領収書発行依頼書

次の工事に関して、入札保証金を納付したいので、納付書の発行をお願いします。

- |   |             |   |   |   |   |   |
|---|-------------|---|---|---|---|---|
| 1 | 工事番号        |   |   |   |   |   |
| 2 | 入札保証金に係る工事名 |   |   |   |   |   |
| 3 | 開札予定日時      | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 |
| 4 | 納付する入札保証金の額 |   |   |   |   | 円 |
| 5 | 納付予定日       | 年 | 月 | 日 |   |   |

(別紙様式2)

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

(住 所)  
(商号又は名称)  
(代表者氏名)

印

### 入札保証に係る提出書

次の工事に係る入札保証の関係書類を提出します。

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 開札予定日時 年 月 日 時 分
- 4 入札保証(該当するものに をすること。)
  - (ア) 金融機関による保証
  - (イ) 入札保証保険
  - (ウ) 金融機関による契約保証の予約
  - (エ) 保証事業会社による契約保証の予約
  - (オ) 入札保証金(現金)

(別紙様式3)

入札保証金納付書

納付金額 ￥ \_\_\_\_\_

ただし、「 \_\_\_\_\_ 建設工事」入札分  
上記のとおり、入札保証金を納付します。

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

(住所)  
(商号又は名称)  
(代表者氏名)

印

口座振替での納付の場合は、金融機関の収納印のある領収済通知書(写し)を添付すること。

(以下記載不要)

受入 通知	印	保管	年 月 日
払出 通知	印	還付請求	年 月 日

(別紙様式4)

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

(住 所)  
(商号又は名称)  
(代表者氏名)

印

入札保証金払戻請求書

次のとおり請求します。

入札保証に係る提出書の日付	
工事番号	
工事名	

請求金額 ￥ \_\_\_\_\_

(振込先銀行)

金融機関名	銀行 信用金庫 組 合	本店 支店 出張所
預金科目	1 普通    2 当座	口座番号

(別紙様式5)

年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

(住 所)  
(商号又は名称)  
(代表者氏名)

印

金融機関の保証書に係る受領について

次の工事の入札保証証書を受領したので、発行機関（金融機関）に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

工事名

(別紙様式6)

年 月 日

(金融機関又は保険会社名) 様

愛媛県知事 中村 時広

保証金(保険金)請求書

別添の保証書記載の工事については、落札者と工事請負契約の締結に至りませんでしたので、保証契約の定めに基づき保証金(保険金)を下記のとおり請求します。

記

請求金額 円  
落札者  
工事番号  
工事名

- 添付書類 1 入札保証書(写)又は入札保証保険(証券番号 )  
2 入札書(写)  
3 納入通知書兼領収書